

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名		エンジェル税制の拡充（信託からLPSを通じた投資の対象化）等	
税目		所得税 租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2、第37条の13の3、 第41条の19 租税特別措置法施行令第25条の12、第25条の12の2、 第25条の12の3、第26条の28の3 租税特別措置法施行規則第18条の15、第18条の15の2、第18条の 15の2の2、第19条の11	
要望の内容	内容	信託を活用してスタートアップに投資がなされる場合も、エンジェル税制の対象とすること等の措置を講ずること。	
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （ ー 百万円） （ ー 百万円）
延長新設を必要とする理由は	(1) 政策目的 我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面について、起業家の創出やエンジェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシステムに循環させることを目的とする。 (2) 施策の必要性 スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。そこで、信託を活用してスタートアップに投資がなされる場合も、エンジェル税制の対象とすること等の措置が必要である。		
今回の要望	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	II-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進

		<p>2. スタートアップ育成5か年計画の推進 (5) スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化</p> <p>⑧ スタートアップへの投資を促すための措置 令和5年度税制改正で措置した、保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の優遇税制を活用し、創業者等の個人からスタートアップへの資金供給を促進する。</p> <p>⑨ 個人からベンチャーキャピタルへの投資促進 英国のVCT (Venture Capital Trust) では、一定の要件の下、個人から上場ベンチャーファンドに投資した際に、税優遇措置 (投資時の税控除、運用益の非課税、法人税の非課税) が与えられており、年間約1兆円の個人資金がVCTに投資されている。VCTからアーリー期の未上場企業への長期投資という性質を踏まえ、流動性 (VCTからの買戻し制度) や情報開示 (四半期) にも配慮している。 こうした事例も参照し、投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキーム (日本版VCT) の具体化について検討を行う。 具体的には、英国及びフランスの事例では投資時の税控除が大きな成功要因の一つとなっていることも踏まえ、エンジェル税制の検討等、優遇税制の投資対象に上場ベンチャーファンドを含めることも含め、個人からベンチャーキャピタルへの投資時の税控除の導入について、必要な措置を検討する。その際、信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。</p>
	政策の達成目標	<p>スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模 (10兆円規模) とする。 (スタートアップ育成5か年計画、2022年11月28日新しい資本主義実現会議決定)</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	令和4年の国内スタートアップの資金調達額：9,459億円 (令和5年7月14日時点、出典：INITIAL)
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>スタートアップの起業及び創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難。ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資であり、そのようなリスクを取った個人からの出資を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備することは非常に重要。</p>
相当	当該要望項目以外の税制上の措置	—

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	—
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	—
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本施策は、個人からスタートアップの起業・投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【税制適用を受けた投資額】 ※直近5年間の実績を記載 ※令和5年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。 平成30年度：約54億円 令和元年度：約78億円 令和2年度：約89億円 令和3年度：約153億円 令和4年度：約119億円</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成9年度の税制創設時から種々の改正を行っており、特に、令和2年度改正において、株式投資型クラウドファンディングによる投資も税制の適用対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの成長を支援することは重要。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和2年度 経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充（第一種少額電子募集取扱業者の追加）</p>